

1. 学校教育情報化推進計画の位置づけ

- 令和元年に成立した「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づいて、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4年12月に策定された。
- 国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、各自治体の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。

2. 計画の期間

- 令和4年から、今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すものとして策定された。
- ただし、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を行うとともに、策定から3年後を目途に見直しを行うこととされている。
- なお、策定から5年後には、学校教育の情報化の進展を踏まえ、次期計画の策定を行うものとする。

3. 策定3年後見直しのポイント

- 策定後、現在に至るまで、以下のような変化が生じている。
 - 学校現場でのICT環境整備の進展（端末の更新、ネットワーク環境の改善、デジタル教科書の普及等）
 - 学校現場でのICT活用の定着
 - 生成AIの急速な社会への普及
- 一方で、現行の計画に掲げている以下の4つの観点は、上記のような変化を踏まえた上でも、引き続き重要なものであり、現行の計画に定める施策を一層着実に推進していく必要がある。
 - ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - ICTを活用するための環境の整備
 - 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - ICT推進体制の整備と校務の改善
- 以上を踏まえ、今般の計画の見直しに当たっては、現行の計画に定める基本的な方針は堅持した上で、現在に至るまでの変化を踏まえて、現状の認識や必要な施策をアップデートすることとしてはどうか。

(参考) 学校教育情報化推進計画 概要

- 2019年6月に成立した「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、初めて策定する計画。
学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すもの。
- 同法で努力義務とされている、各自治体における推進計画の策定に当たっての参考となるもの。

第1部 総論

◇ 今後の学校教育の情報化の方向性について、以下の4つの観点で整理

- ① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ ICTを活用するための環境の整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

1. 学校教育の情報化の現状と課題

… 学校の情報化をめぐる現状と今後の課題について記載

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針

… 現状・課題や文科省・デジタル庁の各種計画等を踏まえ、4つの基本方針（児童生徒、教職員、環境、体制・校務）を規定

3. 計画期間

… 本計画は今後5年間に取り組むべき施策の方向性を示すもの

※技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ随時更新。策定から3年後を目途に見直しを行い次期計画を策定。

4. 学校教育の情報化に関する目標

5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

… 国/地方自治体/学校の役割分担と連携等について記載

第2部 各論

1. 基本的な方針を実現するための施策

… 4つの基本方針（①児童生徒、②教職員、③環境、④体制・校務）を各論の柱建てとして、個別の施策を整理

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

… 各施策に共通して留意すべき重要事項を規定

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ① ICTの効果的な利活用の推進
- ② 情報モラル教育の充実
- ③ 健康面への配慮
- ④ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実
- ⑤ プログラミング教育
- ⑥ 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- ⑦ 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
- ⑧ 日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

(2) 教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保

① 学校の教職員の資質の向上

- ・ ICTを活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、全ての教師が参加できるような研修等の充実を図る。

② 人材の確保等

- ・ 令和4年度（2022年度）より共通必修科目として「情報Ⅰ」が新設されることなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。

③ ICT支援員など専門人材による支援

- ・ ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有するICT支援員などのICT人材の確保を促進する。

(3) ICTを活用するための環境の整備

① 学校におけるICTの活用のための環境の整備

- ・ GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方について関係府省庁で検討し、端末の利活用等の実態や現場の声も踏まえ、必要な措置を講ずる。（略）
- ・ 児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の改善を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINETの活用や、5Gなど移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外におけるネットワーク環境の整備と充実を進める。

② 教育データの利活用、教育DXの推進

③ デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し

- ・ 令和6年度（2024年度）を見据え、紙の教科書とデジタル教科書の関係、財政負担も考慮した上でのデジタル教科書の制度上の位置付けや、デジタル教科書の今後の在り方を明確にする。

④ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等 ⑤ 著作権への理解

(4) ICT推進体制の整備と校務の改善

① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

- ・ ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT推進を担当する組織体制の整備、ICT支援員をはじめとする専門人材の配置や、「GIGAスクール運営支援センター事業」を活用した民間事業者も含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。

② 情報化による校務効率化

- ・ デジタルを活用した家庭との円滑なコミュニケーションを含めた校務のデジタル化の推進に向けて、実態の把握を行いつつ、専門家の知見も踏まえて令和4年度（2022年度）中に検討し、その結果に基づき必要な施策を実施する。